



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会社名 東京製綱株式会社
代表者 取締役社長 中村 裕明
(コード番号 5981 東証第1部)
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規
(TEL. 03-6366-7777)

当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、2007年6月28日開催の当社第208回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと「当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。その後、2010年6月29日開催の当社第211回定時株主総会および2013年6月27日開催の第214回定時株主総会において株主の皆様にご承認頂き、買収防衛策を更新(以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。)いたしました。その有効期間は本年6月28日開催予定の当社第217回定時株主総会終結のときまでとなっております。

この現行プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、第217回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現行プランを更新することを決定いたしました(以下、「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。)ので、以下の通りお知らせいたします。

なお、社外監査役2名を含む4名の監査役全員が本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本更新について賛成する旨の意見を表明しております。

また、本更新による現行プランから本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて現行プランからの変更はございません。

本日現在、当社株式の大規模な取得に関する打診及び申し入れ等は一切ございませんので念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大量買付を行うことが当社の企業価値・株主共同利益に資するものであればこれを否定するものではありません。また、仮に株式会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合においても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しいかどうかの最終判断は株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、過去の例から見ても明らかなように、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同利益を明白に侵害するもの、株主に実質的に株式の売却を強要するもの、対象会社の取締役会や株主に当該大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報が与えられない結果、株主の適正な判断を阻害するもの、対象会社の企業価値や株主共同利益をより有利にするための交渉時間が確保できないもの等、結果的に対象会社の企業価値・株主共同利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記に例示したような当社の企業価値や株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉

当社は1887年創業のわが国最初のワイヤロープメーカーであり、創業以来、常に国内におけるワイヤロープのトップメーカーとして、吊り橋、クレーン、エレベータ、ロープウェイなどに使用されるワイヤロープを供給し、皆様の暮らしと産業を支えてまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、①ワイヤロープ製造技術を軸とした派生・応用製品を生み出す柔軟な技術力とそれを支える多様な事業構造・子会社群、②長い歴史によって培ったブランド力、及び③川上・川下の各取引先との長期にわたる強い連携にあると考えております。それぞれの具体的な内容は以下の通りです。

まず、①ワイヤロープ製造技術を軸とした派生・応用製品を生み出す柔軟な技術力については、1898年に日本で初めてワイヤロープの製造を開始して以来、ガードケーブル、長大橋用ケーブル、落石防護施設等の用途開発、伸線技術・撚り線技術を応用した極細鋼線索であるタイヤ用スチールコード、シリコンウェハー切断用ソーワイヤ等の製造、新素材である炭素繊維複合材ケーブルの開発、製造工具等の開発から発展した超硬合金の製造など、ワイヤロープの製造を通じて数多くの派生・応用製品を生み出してきた実績に表れております。これら時代のニーズに即した多彩な派生製品は、いずれも顧客の皆様より高い評価を頂いて今日に至っております。

つぎに、②長い歴史によって培ったブランド力については、そもそも当社が取り扱う製品の多くは人命にかかわるものであるところ、当社は、創業以来129年という長きに亘って、常に品質と安全性を第一に製品供給を行うことで、ユーザーや社会一般の皆様からの当社製品に対する評価を地道に積み重ね、信頼という「ブランド力」を獲得してまいりました。

また、③川上・川下の各取引先との長期にわたる強い連携については、当社製品の原材料供給元である素材メーカー及び当社製品の供給先であるユーザー各社と長期にわたって安定的かつ友好的な取引関係を維持・継続し、さらに、様々な技術協力関係を構築しております。

以上のとおり、ワイヤロープ事業を中核として、これと関係の深い多様な事業を積極的に展開することによって相乗効果を創出し、今後とも社会の基盤整備に貢献し続けていくことが、当社グループの社会的存在意義を高めることにつながり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。

2. 基本方針の実現に資する具体的取り組み

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の源泉を維持し持続的に発展させるために、2015年6月、以後5年間を東京五輪後も持続して成長できる企業となるための礎を築く期間と位置づけ、同期間の戦略を掲げた中期経営計画「TCT-FOCUS 2020」を策定し公表いたしました。

今後も引き続き「TCT-FOCUS 2020」で掲げた企業像の実現に向けて、計画された諸施策にグループを挙げて取り組んでまいります。

足下の経済環境は、世界的には中国経済の先行きが依然として不透明であり、各地に地政学リスクも孕んでおります。国内においても、企業収益の改善は見られるものの、株安・円高傾向が続くなど、当社を取り巻く経営環境は不安定な状況です。

しかしながら、このような不安定な状況の中でも成長を持続できる企業となることが、「TCT-FOCUS 2020」の目指すところであり、そのための取り組みや施策の概要は以下の通りであります。

① 拡大・本格化する CFCC®事業の推進

当社が独自に研究開発してまいりました炭素繊維複合材ケーブル（CFCC®）は、高強度、高耐食性、高温低弛度といった特性を活かし、北米地域における橋梁土木用途や、アジアの新興国等における架空送電線の心材用途での需要拡大が見込まれております。

現在、日本・米国の2拠点からの供給体制を確立すべく、アメリカ・ミシガン州で蒲郡工場の生産能力と同等規模の生産拠点の開設を進めており、今年度前半にも顧客ニーズである短納期化が実現する見通しです。この北米工場の開設は、当面は橋梁土木用途での需要を想定しておりますが、将来的な北米地域における架空送電線市場への参入も視野に入れております。

一方、アジアにおいては、CFCC®を芯材とする送電線は、インドネシア電力公社からも高い評価を受けており、昨年には現地電線メーカーである Voksel Electric 社へ納入を致しました。毎年10%前後の電力需要の増加が続き、送電網の拡充が進んでいる同国での需要を確実に捕捉すべく、更なる生産規模拡張も視野に入れながら、事業展開してまいります。

CFCC を芯材とする電線のニーズは、上述の米国、インドネシア以外でも、中国、エジプト、欧州等全世界規模で確認されており、これまでの調査によると、世界的な HTLS 電線の市場規模は新設・架け替えを含めて40万km/年と推定しております。

今後といたしましては、まずは参入実績がある北米及びインドネシア市場開拓に注力し、これを足掛かりとして、引き続きCFCC®供給の世界的ネットワーク構築を目指してまいります。

② 海外インフラ需要、新規マーケットへの積極的展開

道路安全製品、橋梁用ケーブル、エレベータ用ワイヤロープ等の製品群は、新興国におけるインフラ整備需要にも合致し、近年海外事業は当社収益に多大な貢献を果たしてきております。本中期経営計画期間において当該製品群に関しては、既に参入実績がある地域はもとより、当社製品のPRを積み重ねてきた新規マーケットにおいても成果を発現すべく、海外展開の更なる拡大を進めます。

具体的には、(1) 中国、東南アジア、インド等における新設・交換双方の需要を取り込んだエレベータロープの拡販、(2) 中央アジア・中東諸国への防災製品販売とデファクトスタンダ

ード化、(3) トルコを中心とした橋梁用ケーブルの拡販、などを積極的に展開致します。

③スチールコード事業の体質転換

グローバル市場での競争が加速するタイヤコード業界においては、生産品種と品質レベルでの差別化が益々重要となっており、質の転換を進める必要があります。

当社は、環境性能が強く求められているタイヤ産業はもとより、高強度・極細ワイヤを求める各分野に対する高付加価値の製品提供を強化し、商品ポートフォリオの拡充と利益率向上を図ってまいります。

④東京五輪・国土強靱化等インフラ需要に対応した国内市場の確実な捕捉

当社は、鋼索鋼線、開発製品、それぞれの業界において高い信頼、ブランド力を保持しております。この強みを活かして、足下では東京五輪に向けたインフラ整備や開発の需要が高まっている国内市場において、貢献度アップと収益最大化に努めてまいります。

また、近年の自然災害の頻発により、政府・自治体における防災対策の必要性が高まっているところであり、当社製品の有効性・優位性を広く且つ強くアピールしてまいります。

以上の取組みを通じて、当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同利益の向上を目指します。

3. コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

当社では、2015年6月1日より上場規則として導入された「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神に賛同し、同年11月に「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を制定・公表し、「コーポレートガバナンス・コード」の遵守を経営の重要課題と位置づけ、取り組んでおります。

「コーポレートガバナンス・コード」に掲げられている取締役の経営責任の明確化及び経営環境の変化に対する迅速な対応を可能とする体制整備のため、当社では、2002年以降、取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度の導入により、取締役会の役割を、経営上の重要な意思決定機能と取締役及び執行役員の業務執行に対するチェック機能に重点化しております。

また、業務執行上の重要事項等については、執行役員を構成員とする経営会議を設置して毎月2回以上開催することにより、迅速な意思決定を図っております。

このように、取締役会は、取締役相互の業務執行に対する監視機能を担っておりますが、これに加え、監査役会が、コーポレート・ガバナンス上のチェック機能を適切に果たすべく体制を整えております。当社では、経営会議にも常勤監査役が必ず出席し、重要事項に関する業務執行を監査・監督するほか、稟議書・通達等の社内文書についても監査役の判断に基づき随時閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に追加説明を行わせることとしております。監査役会は監査役4名で構成されており、うち2名は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役であります。

これらに加えて、業務執行からは独立した観点での経営監督機能を強化することを目的として、2007年以降、継続して社外取締役を選任しており、平成28年6月開催予定の第217回定時株主総会においては、東京証券取引所の独立役員の要件を満たした2名の社外取締役の選任

議案の上程を予定しております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制を整備することによって、業務執行面の機動性を確保するとともに、経営責任の明確化と経営監視機能の充実を図っております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、若しくは必要に応じて当社取締役会が株主の皆様への代替案提案のための情報や時間を確保し、又は大量買付者等(以下に定義します。)からより良い条件を確保するための交渉を行うこと等を目的としております。

2. 対象となる大量買付等

本プランは、当社株式の買付け若しくは買付けの提案のうち、以下の(a)又は(b)に該当する場合を適用対象とします(以下、買付け若しくは買付けの提案を「大量買付等」といい、大量買付等を行う者を「大量買付者等」といいます。)

(a)当社が発行する株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等

(b)当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵を行なう者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

3. 独立委員会の設置

本プランでは大量買付等が本プランに定められた手続に従ってなされたものであるかどうか、又は本プランを遵守して大量買付等が行われている場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として本対抗措置を発動するかどうか、発動した対抗措置を停止するかどうか、大量買付者等以外の者から新株予約権を取得するかどうかについて最終的には取締役会で決定することとしておりますが、取締役によって恣意的に運用されることがないように、当社経営陣から独立した社外者によって構成される独立委員会の勧告を経て実行することといたします。

なお、独立委員会は社外取締役1名、社外監査役1名と有識者1名で構成される予定であり、増淵 稔氏、小田木毅氏及び手塚一男氏の3名が当社第217回定時株主総会で本プランが承認

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されるものとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されるものとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されるものとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されるものとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されるものとします(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)。但し、同項1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条2項で定める者を除きます。

された後に就任する予定です。(なお、各委員の略歴については別紙2、独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙3に記載しておりますのでご参照下さい。)

4. 本プランの内容

(1) 本プランの定める手続き

本プランは大量買付者等に対し、事前に当該大量買付等に関する情報の提供を求め、これについて当社経営陣が検討し、必要に応じて意見表明や代替案等を提示するための検討期間を確保し、また大量買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。その具体的内容は以下の通りです。

①意向表明書の提出

大量買付者等には、大量買付等の実行又は提案に先立ち、当社代表取締役社長宛に本プランに従うことの誓約と次の内容を日本語にて記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。

- (a)大量買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (b)代表者の氏名
- (c)法人の場合の設立準拠法
- (d)国内連絡先
- (e)大量買付者等の事業目的、事業の内容、大株主又は大口出資者の概要
- (f)大量買付等の内容・目的等の概要

②大量買付者等への情報提供要求

大量買付者等には、当社取締役会が大量買付等に同意している場合を除き、当社に対して当該買付等を実施する前に次の(a)～(h)の各号に定める情報等(以下、「本必要情報等」といいます。)を書面(以下、「買付説明書」といいます。)にてご提出頂くことといたします。

当社取締役会は、提出された買付説明書によっても本必要情報等の提供が不十分であると判断した場合には、大量買付者等に回答期限を付して必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。大量買付者等においては、当該期限までに本必要情報等を追加的に提供して頂くことといたします。なお、取締役会は、本必要情報等入手後、遅滞なく独立委員会に提供するものとします。

- (a)大量買付者等及びそのグループ(共同保有者⁸、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験、その結果等を含みます。)
- (b)買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- (c)買付等の対価の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を

(d)買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

(e)買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(f)買付等の後における当社の従業員、取引先、地域社会等の利害関係者に対する対応方針

(g)当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(h)その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付等を開始したと認めた場合、又は下記③(a)～(f)に該当すると判断した場合、独立委員会に本対抗措置の発動是非について諮問します。

③取締役会による本必要情報等の内容評価、買付者との交渉、代替案検討

当社取締役会は、大量買付等の評価の難易度に応じ、大量買付者等が当社取締役会に本必要情報等の提供を完了した日の翌日から60日間(対価を現金のみとする大量買付等の場合)若しくは90日間(その他の大量買付等の場合)を、取締役会による評価・検討、大量買付者等との交渉、取締役会としての代替案立案、取締役会による独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を受けて当社取締役会としての当該大量買付等に対する方針決定及び意見表明のための期間(以下、「検討期間」といいます。)として設けることといたします。

取締役会が本必要情報等を検討した結果、下記(a)～(f)に該当し、結果として当社企業価値を明らかに毀損し、又は株主共同利益を侵害する大量買付等であると判断した場合は、その理由を添えて、独立委員会に対して本対抗措置の発動をすべきか否かを諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあります。

また、取締役会は、検討の結果、必要に応じ、大量買付者等に対して、当社の企業価値・株主共同利益の確保及び向上のために、買収提案の内容を改善するよう大量買付者等と交渉を行うか、当社取締役会の代替案を株主等に提示し、同時にこれらの内容について独立委員会へ報告するものとします。

【明らかに企業価値を毀損し、又は株主共同利益を侵害すると認められる大量買付等】

(a)下記に示す大量買付等

(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付等を行う場合

(ii)会社経営を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付等を行う場合

(iii)会社経営を支配した後に、会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付等を行う場合

(iv)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜ける

含みます(当社取締役会がこれに該当する者と認めたものを含みます。)

する目的で株式の買付等を行う場合

- (b) 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式買付等を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付等を行う場合
- (c) 大量買付者等による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同利益が著しく損なわれる場合
- (d) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付の方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- (e) 大量買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (f) 大量買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

④独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会が、当該大量買付等が本プランに定める手続を遵守していないか、又は上記③(a)～(f)に該当すると判断した場合には、当社取締役会の諮問により、本対抗措置の発動の是非について、以下の手続に従って当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(ア)又は(イ)に定める勧告を行う場合、独立委員会が適切と判断した時点で、当該勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(ア) 独立委員会が本対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかったと判断した場合又は大量買付者等の大量買付等の内容が上記③(a)～(f)に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものであって、かつ、本対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、独立委員会は、いったん本対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(別紙1「新株予約権概要 6. 新株予約権の行使期間等」をご参照ください。)の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、又は本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 大量買付者等が大量買付等を中止・撤回した場合等により大量買付等が行われなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大

量買付等が本プランに定める手続を遵守することになるか、又は上記③(a)～(f)に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本対抗措置を発動すること若しくは本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

(イ) 独立委員会が本対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等の大量買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、上記③(a)～(f)に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものとはいえないと判断した場合又は本対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。

但し、独立委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記(ア)の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑤取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動について速やかに決定するものとします。なお、当社取締役会が本対抗措置の不発動の決議を行うまでの間、大量買付者等は大量買付等を行わないものとします。当社取締役会は、上記決定後速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥情報開示

当社は、大量買付者等が現れた事実、大量買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を報告した事実に加え、情報提供が完了した期日、検討期間開始日の開示を行うほか、意向表明書及び買付説明書その他本必要情報等については証券取引所の規則等に従い、適切に情報開示を行うことといたします。

(2) 対抗措置の内容

大量買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合又は当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社の取締役会は当該大量買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付し、かつ当該大量買付者等には権利行使を認めないとの行使条件を付した新株予約権(当該新株予約権の概要については、別紙1をご参照下さい。)を、取締役会の定めた基準日における株主に対して無償割当ての方法により発行すること(以下、「本対抗措置」といいます。)を決定することがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、第217回定時株主総会(2016年6月28日開催予定)にて株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、2019年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われた場合、本プランの内容をより明確化することが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランの趣旨を変更しない範囲内で、本プランの内容を修正又は変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止又は修正・変更がなされた場合には、その事実及び内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足しています。

また、取締役会が自らの責任で株主共同の利益に適うか否か判断を行い株主に対して必要な情報開示を行うこと、対抗措置の発動に際して実質的な企業価値・株主共同利益の観点から取締役会が合理的に判断を行うこと、対抗措置を講ずる場合においても大量買付者等に金員等の交付を行わないこと等、企業価値研究会が2008年6月30日に報告した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、大量買付等がなされる場合に当該買付に応じるべきかどうかを株主の皆様適切に判断していただくために、当社取締役会が大量買付者等から必要な情報を入手し、自ら提案内容を評価・検討し、代替案を含めた判断材料を株主に提供することを実現するものであり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的に合致しております。

3. 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、第217回定時株主総会(2016年6月28日開催予定)において、本プランについての承認を求める議案を提出して、当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただきます。また、上記Ⅲ. 4. (3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、毎年の定時株主総会又は定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくものということができます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランにおける本対抗措置の発動・不発動の是非についての検討及び当社取締役会への勧告を行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大量買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 4. (1)「本プランの定める手続き」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、及び明らかに当社の企業価値を毀損し又は株主共同の利益を侵害するものではないかどうかについての実質的な判断と当社取締役会への勧告を行い、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、当社取締役会による恣意的な本対抗措置の発動を防止するため、Ⅲ. 4. (1)「本プランの定める手続き」に記載のとおり、本対抗措置の具体的発動要件を定めており、実際の発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経ることとする等の仕組みを取り入れております。

6. 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ及び客観性を担保しています。

7. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

Ⅲ. 4. (3)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社株式を大量に買付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により構成された取締役会の決議によって廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としていることから、毎年定時株主総会を通じて本プランの廃止を決定することが可能となっております。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本更新が株主及び投資家の皆様にも与える影響

本更新にあたっては、新株予約権の無償割当ては行われないことから、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様にも与える影響

当社取締役会が、本対抗措置の発動として、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合には、当該決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様

様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記3. 「新株予約権無償割当において株主の皆様が必要な手続き」の(2)に記載する新株予約権の行使手続をとらなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記3. 「新株予約権無償割当において株主の皆様が必要な手続き」の(3)に記載する手続により、非適格者((i)当社の株式の所有者及びその共同所有者、(ii)当社の株式の大量買付等を行う者及びその特別関係者、(iii) (i)及び(ii)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、及び(iv) (i)ないし(iii)の関係者を含めて大量買付者等に該当する場合における上記に掲げる者を意味します。但し、当社の株式の買付等を行うことが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除きます。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行うことなく、当社株式を受領することとなるため、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じるものの、原則として保有する当社株式総数の価値の希釈化は生じません。

なお、いったん新株予約権の無償割当決議がなされた場合であっても、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情がある場合、当社は、Ⅲ. 4. (1)④(ア)但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当に係る権利落日の前々営業日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当の効力発生日後の新株予約権の行使期間開始日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を被る可能性があります。

3. 新株予約権無償割当において株主の皆様がとることが必要な手続等

(1) 新株予約権の無償割当の手続

当社取締役会において、本対抗措置の発動として株主割当による新株予約権発行決議を行った場合、当社は割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿記録された株主（以下「割当対象株主」といいます）に対し、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(2) 新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様においては、割当期日以降、権利行使期間内で、かつ、当社が新株予約権の取得を決定するまでの間に、必要書類を提出して、新株予約権の行使に際して払い込まれるべき価額を払込取扱場所

に払い込むことにより、新株予約権1個につき割当決議にて定めた数の交付を受けることとなります。なお、新株予約権の行使の結果、交付される株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、行使期間開始日までに株式分割等の方法により予め調整を行うか又は金銭処理を行うことがあります。

(3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が、新株予約権に付された取得条項に基づき、対価として当社株式を交付することにより新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の株主から新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当該取得条項に従って当社株式を株主に交付いたします。この場合、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。なお、これらの手続に際して、株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社取締役会が基準日として定める日における当社普通株式の発行済株式総数と新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を1株として算出される新株予約権の目的となる株式の総数の和が当社発行可能株式総数を超える場合には、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数を1株に満たない数に調整することとし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うこととする。

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権の行使条件

非適格者等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会の判断により、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において非適格者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として、上記2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の定めによって決定される新株予約権1個当たりの目的となる株式の数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができるものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上

当初の独立委員会委員の氏名及び略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名とします。

【氏名】 増 潤 稔 (ますぶち むのる)

【略歴】 昭和18年11月生

昭和41年 4月 日本銀行入行
 平成 5年 5月 同行 営業局審議役
 平成 6年 5月 同行 信用機構局長
 平成10年 7月 同行 理事
 平成14年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問
 平成16年 6月 日本証券金融株式会社 取締役社長
 平成22年 6月 当社社外取締役(現職)
 平成24年 6月 日本証券金融株式会社 取締役会長(現職)

※増潤氏は、当社第217回定時株主総会(平成28年6月28日開催予定)で社外取締役として選任予定です。

【氏名】 小田木 毅 (おだぎ たけし)

【略歴】 昭和17年 9月生

昭和45年 4月 司法修習終了、弁護士登録(第二東京弁護士会)、石井法律事務所入所
 平成14年 6月 雪印乳業株式会社社外監査役
 平成16年 1月 有限責任中間法人食肉化学技術研究所(現一般社団法人食肉化学研究所) 監事(現職)
 平成19年 6月 財団法人東京水産振興会理事(現職)
 平成20年 6月 月島機械株式会社第三者委員会委員長(現職)
 平成21年10月 雪印メグミルク株式会社社外監査役
 平成23年 6月 当社社外監査役(現職)

【氏名】 手 塚 一 男 (てづか かずお)

【略歴】 昭和16年 4月生

昭和42年 3月 司法修習終了
 昭和42年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所入所
 昭和47年 6月 米国コロンビア大学ロースクールLLM修了
 昭和47年 7月 米国ニューヨーク市ホワイト・アンド・ケース法律事務所勤務
 昭和48年10月 兼子・岩松法律事務所パートナー(現職)
 平成 3年 4月 第二東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事
 平成 7年 5月 法制審議会商法部会・会社法部会委員
 平成16年 4月 株式会社東京金融先物取引所規律委員会委員長
 平成18年 3月 キリンビール株式会社監査役
 平成19年 6月 旭化成株式会社社外監査役
 平成19年 7月 キリンホールディングス株式会社社外監査役
 平成21年 6月 株式会社東京金融取引所監査役

別紙3

独立委員会の概要

1. 委員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役、当社社外監査役、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等、3名以上で構成される。当社取締役会は、必要あるときは、独立委員会の委員を解嘱し、又は新たに委員を委嘱することができる。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合は、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について調査、検討、審議のうえ決定し、その決定の内容の理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の委員は、決定に当たり、当社の企業価値の最大化及び株主共同利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行ってはならないものとする。

- ① 本プランに定める大量買付等の存否
- ② 大量買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か
- ③ 大量買付者等による大量買付等が、本プランⅢ. 4(1)③(a)～(f)に定める、明らかに当社の企業価値を毀損し、又は株主の共同利益を侵害するものと認められるか否か
- ④ 当社取締役会が提案する代替案に関する意見表明
- ⑤ 本対抗措置の発動の可否及び相当性

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

大株主の状況

2016年3月31日現在

順位	株主名	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式の割合(%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	20,000,000	12.29
2	新日鐵住金株式会社	11,504,640	7.07
3	RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	7,100,000	4.36
4	日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	6,546,000	4.02
5	株式会社ハイレックスコーポレーション	4,000,000	2.45
6	東京ロープ共栄会	3,602,501	2.21
7	横浜ゴム株式会社	2,671,218	1.64
8	CBHK-KSD-NH	2,591,000	1.59
9	株式会社日立ビルシステム	1,900,000	1.16
10	住友生命保険相互会社	1,808,000	1.11
	合 計	61,723,359	37.90

(注)1. 上記の他、当社は自己株式 58,822 株(0.04%)を所有しております。

以上